政令

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年八月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百七十九号

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律の施行期日は、平成二十八年十一月三十日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
外務大臣臨時代理　国務大臣　菅　義偉
財務大臣　麻生　太郎

警察法施行令及び警察庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年八月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百八十号

警察法施行令及び警察庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二十六条第一項、第三十七条第一項及び第四十七条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（警察法施行令の一部改正）

第一条　警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第十二条の三第一項」を「第十二条の四第一項」に改める。

第二条に次の一号を加える。

十三　国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）第三条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事務の処理に必要な旅費、物件費その他の経費

別表第一の第一号中ラをムとし、ナの次に次のように加える。

ラ　国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第三条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること。

（警察庁組織令の一部改正）

第二条　警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）の一部を次のように改正する。

第十一条に次の一号を加える。

十三　国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）第三条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること。

附　則

この政令は、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）の施行の日（平成二十八年十一月三十日）から施行する。ただし、第一条中警察法施行令第一条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

自衛隊法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年八月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百八十一号

自衛隊法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第九十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第十一平成十九年三月の項を削り、同表に次のように加える。

平成二十八年三月	四千三百六万円

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

防衛大臣　稲田　朋美
内閣総理大臣　安倍　晋三

府令

○内閣府令第五十四号

警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）及び警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）を実施するため、警察法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十八年八月十二日　内閣総理大臣　安倍　晋三

警察法施行規則の一部を改正する内閣府令

警察法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（犯罪被害者支援室）	（犯罪被害者支援室）
第十三条　［略］	**第十三条**　［同上］
2　犯罪被害者支援室においては、令第十一条第十号から第十三号までに掲げる事務をつかさどる。	2　犯罪被害者支援室においては、令第十一条第十号から第十二号までに掲げる事務をつかさどる。
［3・4　略］	［3・4　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）の施行の日（平成二十八年十一月三十日）から施行する。